平成１３年１２月２６日
京　　　都　　　市

平成１３年度公共事業再評価について，京都市公共事業再評価委員会の意見を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

記

１　事業全体について

（１）再評価を行った事業のフォローアップについて

過年度に再評価を行い，事業を継続すると決定したものについては，事業効果の早期発現を図るため，予算配分に配慮すべきである。しかし，本市の極めて厳しい財政状況を勘案し，継続事業の重要性，緊急性等を考慮したうえで，優先順位が高いと認められるものについては，予算の重点配分を行うことにより，事業の進捗を図り，早期完成に努める。

（２）河川事業について

河川事業における河道改修は，原則的に下流から実施する必要があり，流域全体の浸水被害の抜本的な解消には時間を要することが多い。

そのため，流域全体を視野に入れた河川改修計画のなかで，河道改修のみならず，事業効果の高い治水施設も併せて整備を行うことを検討し，早期に浸水被害の軽減が図れるよう努める。

（３）街路事業について

都市計画決定から長期間を経て着手する事業については，社会情勢の変化等を踏まえて，計画の妥当性を検証し，必要な場合には都

市計画について適宜見直しの検討を行うとともに，街路事業の推進に当たっては，計画決定している路線の整備プログラムを検討し，その優先性を明確にした上でそれに応じた予算配分に努める。

2　個別事業について

公共事業再評価の対象となった２事業についての対応方針は，別紙のとおり，事業継続とする。

個別に意見を付された以下の事業については，次のとおり適切に対処していく。

（１）河川事業　七瀬川

「七瀬川」については，上流部の遊水池と，親水性あふれる水と緑の空間の整備を目指した下流部の二層式河川の整備を行うものである。

今後，事業を進めるに当たっては，浸水被害の早期軽減の観点から，遊水池整備について早期に着手することを検討する。

また，水と緑の豊かな水辺空間の整備については，住民の意見を計画に反映し，整備後の河川の維持管理にも積極的にかかわれる協力体制をつくるなど，住民に親しまれる川づくりを目指していく。

（２）街路事業　西小路通

「西小路通」については，事業推進の要望や地権者からの用地買取請求もあることから，関係住民への説明を十分に行い，理解を得るとともに，地域の生活環境への配慮や安全性の確保及びバリアフリー化を図るなど，良好な地域環境となるよう努め，平成１８年度の完成に向けて事業を推進していく。

（別紙）

平成 13 年度　京都市公共事業再評価対応方針一覧

再評価対象事業の該当条件

① 事業採択から 5 年を経過した後も未着工の事業
② 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業
③ 上記のほか，事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業

種別	番号	補単	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	対応方針
河川事業	１	補	七瀬川	河道改修 延長Ｌ＝950m 幅員Ｗ＝10.8 ～15.7m 遊水池　一箇所	Ｈ４	②	１０	「事業継続」
街路事業	２	単	西小路通	延長Ｌ＝　360m 幅員Ｗ＝　11m	Ｈ４	②	１０	「事業継続」

＊「補」は国庫補助事業，「単」は京都市単独事業を示す。